

議案第 6 3 号

損害賠償額の決定について

損害賠償の額を次のとおり決定したいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 0 月 1 0 日提出

(2025 年)

城陽市長 村 田 正 明

- 1 損害賠償の額
金、2 4 , 9 7 4 円
- 2 損害賠償の相手方
城陽市在住者

提案理由

令和 7 年（2025 年）2 月 23 日午後 4 時 40 分頃、城陽市奈島内垣内地内の市道 14 号線において、北進中の軽自動車が、対向車を避けるため車両を左側に寄せたところ、路面の欠けていた箇所にはまり、車輪を破損したので、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項の規定に基づいて、損害賠償額金 24,974 円を支払い、示談としたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(12) 略

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(14)～(15) 略

② 略

国家賠償法（抜粋）

〔公の営造物の設置管理の瑕疵に基く損害の賠償責任・損害の責任者に対する求償権〕

第 2 条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

② 略

参考資料

1 事故の概要

令和 7 年（2025 年）2 月 23 日午後 4 時 40 分頃、城陽市奈島内垣内地内の市道 14 号線において、北進中の軽自動車が、対向車を避けるため車両を左側に寄せたところ、路面の欠けていた箇所（深さ約 90 mm）にはまり、後輪が破損した。

2 事故後の対応

令和 7 年 2 月 25 日に被害者から報告を受け、同日に事故現場の確認及び事故内容の聞き取りを行った。

また、同年 3 月 11 日に市が加入している保険会社に事故報告を行ったところ、今回の事故については、道路の舗装状態が悪く、同一箇所において同様の事故が発生しており、安全性を欠いていたことから、道路管理者としての管理瑕疵があることを確認した。

なお、報告のあった当日に事故現場における舗装のくぼみの補修を行った。

3 損害の状況

左後輪タイヤの破損

4 相手方との示談経過

令和 7 年 7 月 18 日に相手方と示談協議を行い、市の損害賠償案の了解を得た。

参考資料

付近見取図

